



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株)東洋

購 読 料 (前納)
1年 10,800円
1箇月 900円

目 次

条 例

- ◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（第40号） 3
- ◇川崎市契約条例の一部を改正する条例（第41号） 4
- ◇川崎市児童相談所条例の一部を改する条例（第42号） 6

規 則

- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第90号） 6
- ◇川崎市財産規則の一部を改正する規則（第91号） 7
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則（第92号） 8
- ◇川崎市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第93号） 8
- ◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（第94号） 9

告 示

- ◇道路区域の変更（第648号） 9
- ◇道路の供用開始（第649号） 10
- ◇川崎市御幸老人いこいの家の指定管理者の指定（第650号） 10
- ◇柿生学園の指定管理者の指定（第651号） 10
- ◇くさぶえの家の指定管理者の指定（第652号） 10
- ◇かじがや障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定（第653号） 11
- ◇れいんぼう川崎の指定管理者の指定（第654号） 11
- ◇川崎市わーくす大師の指定管理者の指定（第655号） 11
- ◇川崎市三田福祉ホームの指定管理者

- の指定（第656号） 11
- ◇川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定（第657号） 11
- ◇川崎市北部身体障害者福祉会館・わーくす高津の指定管理者の指定（第658号） 12
- ◇川崎市南部身体障害者福祉会館・ふじみ園の指定管理者の指定（第659号） 12
- ◇川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定（第660号） 12
- ◇川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定（第661号） 12
- ◇電線共同溝を整備すべき道路の指定（第662号） 12
- ◇道路区域の変更（第663号） 12
- ◇川崎都市計画公園の変更及び図書の縦覧（第664号） 13
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧（第665号） 13
- ◇川崎都市計画市場の変更及び図書の縦覧（第666号） 13
- ◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの指定管理者の指定（第667号） 14
- ◇川崎市軽費老人ホーム福寿荘の指定管理者の指定（第668号） 14
- ◇井田老人デイサービスセンターの指定管理者の指定（第669号） 14
- ◇川崎市高齢社会福祉総合センターの指定管理者の指定（第670号） 14
- ◇道路区域の変更（第671号） 15
- ◇道路の供用開始（第672号） 15
- ◇自転車等の撤去と保管（第673号） 15
- ◇道路区域の変更（第674号） 16
- ◇道路の供用開始（第675号） 16
- ◇議決された予算の公表（第676号） 16
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第677号） 19
- ◇港湾施設の名称、位置、規模等（第

678号)	21	◇道路の指定 (第583号)	39
◇川崎市幸スポーツセンターの指定管理者の指定 (第679号)	21	◇川崎市農業振興地域整備計画の変更 (第584号)	39
◇川崎市武道館の指定管理者の指定 (第680号)	21	◇災害危険区域の指定 (第585号)	39
◇川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定 (第681号)	21	公告 (調達)	
◇川崎市体育馆の指定管理者の指定 (第682号)	21	◇一般競争入札の執行 (第1号)	39
◇川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定 (第683号)	22	◇一般競争入札の公告 (第2号)	41
◇自転車等の撤去と保管 (第684号)	22	◇一般競争入札の公告 (第3号)	43
◇道路の供用開始 (第685号)	22	◇一般競争入札の公告 (第4号)	45
◇市道路線の認定 (第686号)	22	◇一般競争入札の公告 (第5号)	47
◇道路区域の決定 (第687号)	23	訓 令	
◇道路の供用開始 (第688号)	25	◇川崎市公用文に関する規程の一部を改正する訓令 (第18号)	49
◇市道路線の廃止 (第689号)	26	上下水道局規程	
◇歩行者専用道路の指定 (第690号)	26	◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市上下水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程 (第13号)	50
◇川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定 (第691号)	26	上下水道局告示	
◇川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定 (第692号)	26	◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第42号)	51
公 告		◇上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第43号)	51
◇道路位置の指定 (第567号)	27	◇上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第44号)	51
◇一般競争入札の執行 (第568号)	27	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第569号)	27	◇一般競争入札の執行 (第39号)	52
◇道路位置の変更 (第570号)	28	上下水道局公告 (調達)	
◇開発行為に関する工事の完了 (第571号)	29	◇落札者等の公示 (第1号)	54
◇道路位置の指定 (第572号)	29	交通局規程	
◇都市公園の区域の変更 (第573号)	29	◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市交通局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程 (第36号)	54
◇開発行為に関する工事の完了 (第574号)	29	病院局規程	
◇再開発会社の規模及び事業計画の変更による図書の縦覧 (第575号)	30	◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 (第37号)	55
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第576号)	30	◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市病院局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程 (第38号)	57
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第577号)	30	病院局公告 (調達)	
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第578号)	31	◇一般競争入札の公告 (第1号)	58
◇開発行為に関する工事の完了 (第579号)	31	◇一般競争入札の公告 (第2号)	60
◇一般競争入札の執行 (第580号)	31	◇一般競争入札の公告 (第3号)	62
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第581号)	33	◇一般競争入札の執行 (第4号)	66
◇農用地利用集積計画の制定 (第582号)	37	消防局公告	

◇サイレンの吹鳴（第15号）	70	◇納税通知書の公示送達（宮前区第46号）	79
教育委員会告示			
◇教育委員会定例会の招集（第34号）	71	◇差押書の公示送達（宮前区第47号）	79
選挙管理委員会告示			
◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程（第11号）	71	◇交付要求通知書の公示送達（宮前区第48号）	79
人事委員会規則			
◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（第19号）	72	◇督促状の公示送達（宮前区第49号）	79
農業委員会告示			
◇川崎市農業委員会総会の開催（第12号）	72	◇住民票の職権消除（多摩区第57号）	80
区告示			
◇転出証明書の無効（中原区第5号）	73	◇印鑑登録の抹消（多摩区第58号）	80
区公告			
◇納税通知書の公示送達（川崎区第103号）	73	◇納税通知書の公示送達（多摩区第59号）	80
◇公売公告兼見積価格公告（川崎区第104号）	73	◇督促状の公示送達（多摩区第60号）	81
◇差押調書（謄本）の公示送達（川崎区第105号）	74	◇公売公告兼見積価格公告（麻生区第49号）	82
◇督促状の公示送達（川崎区第106号）	74	◇納税通知書の公示送達（麻生区第50号）	82
◇差押書の公示送達（川崎区第107号）	75	◇住民票の職権消除（麻生区第51号）	83
◇納税通知書の公示送達（幸区第44号）	75	◇印鑑登録の抹消（麻生区第52号）	83
◇督促状の公示送達（幸区第45号）	75	区選挙管理委員会告示	
◇差押調書（謄本）の公示送達（中原区第55号）	75	◇川崎市中原区の投票区設置告示の一部を改正する告示（中原区第31号）	83
◇住民票の職権消除（中原区第56号）	75	正 誤	
◇印鑑登録の抹消（中原区第57号）	76	◇第1568号	83
◇国民健康保険料の滞納処分に係る書類の公示送達（中原区第58号）	76	<hr/> 条 例 <hr/>	
◇差押調書（謄本）の公示送達（中原区第59号）	76	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。	
◇納税通知書の公示送達（中原区第60号）	76	平成22年12月21日	
◇公売公告兼見積価格公告（中原区第61号）	76	川崎市長 阿 部 孝 夫	
◇督促状の公示送達（中原区第62号）	77	川崎市条例第40号	
◇差押調書（謄本）の公示送達（中原区第63号）	77	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	
◇納税通知書の公示送達（高津区第61号）	78	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。	
◇納期限変更告知書の公示送達（高津区第62号）	78	第4条第1項中「という。」には「、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。	
◇督促状の公示送達（高津区第63号）	78	第8条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の	

勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

川崎市契約条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第41号

川崎市契約条例の一部を改正する条例

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条中「について必要な事項は、市長が別に」を「に関し必要な事項は、規則等で」に改め、同条を第13条とする。

第3条を第6条とし、同条の次に次の6条を加える。

（作業報酬下限額）

第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする。

- (1) 予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの
 - イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者
- (2) 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する

契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。）労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

(2) 特定業務委託契約 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（特定工事請負契約等の内容）

第8条 市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したものをいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2) 受注者は、台帳の写しを、市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 作業報酬下限額

ウ 次条の申出をする場合の申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。

(5) 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払

われていない場合にあっては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。

(8) 第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 市長等は、受注者が第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができる。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

(10) 市は、前号の解除(指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、同号ただし書の取消し又は命令)によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者の申出)

第9条 対象労働者は、作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回るときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契

約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者(受注者を除く。以下「使用者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
- 3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(作業報酬審議会)

第11条 第7条第3項に定めるもののほか、第4条第6号に掲げる基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者うちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 審議会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定出資法人等の契約)

第12条 市が出資する法人であつて市長が指定するもの(以下「指定出資法人」という。)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により選定事業(同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。)を実施する者として選定した者(以下「選定事業者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約(選

定事業者にあっては、選定事業に係る業務におけるものに限る。) に関する市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

第2条の見出しを「(議会の議決を要する契約)」に改め、同条中「市議会」を「議会」に、「に付さなければならない」を「を要する」に改め、「予定価格」の次に「(単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に仕様書又は設計書に記載されている数量を乗じた額とする。以下同じ。)」を加え、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市の契約の相手方になろうとする者等の責務)

第3条 市の契約の相手方になろうとする者は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを認識し、市が実施する契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市の契約の相手方は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚して、その契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

- (1) 契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに、市の契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。
- (4) 予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- (5) 経済性に配慮しつつ、市の契約の相手方になろうとする者の技術的能力及び社会貢献の取組その他の価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。
- (6) 契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、同条を第13条とする改正規定

及び第3条を第6条とし、同条の次に6条を加える改正規定(第7条及び第11条に係る部分に限る。)は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告その他の申込みの誘引を行う新条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約及び同項第2号に規定する特定業務委託契約(同号に規定する協定(以下「協定」という。)を除く。)並びに施行日以後に締結する協定について適用する。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市条例第42号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所管区域
川崎市こども家庭センター	川崎市幸区鹿島田1,082番地3	川崎区、幸区及び中原区の区域
川崎市中部児童相談所	川崎市高津区末長276番地5	高津区及び宮前区の区域
川崎市北部児童相談所	川崎市多摩区生田7丁目16番2号	多摩区及び麻生区の区域

第3条第1項第1号中「各般の問題につき、家庭その他の相談」を「家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に改める。

第4条中「川崎市中央児童相談所」を「川崎市こども家庭センター及び川崎市中部児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月16日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第90号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

鷺沼駅自転車等第1駐車場	川崎市宮前区鷺沼3丁目1番1先
--------------	-----------------

」を

鷺沼駅自転車等第1駐車場	川崎市宮前区鷺沼4丁目4番1
--------------	----------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

川崎市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第91号

川崎市財産規則の一部を改正する規則

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「事項」を「場合等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第4号、第5号、第8号、第12号及び第15号に掲げる場合において、財政局長が別に定める事由に該当するときは、この限りでない。

第6条第1項第4号中「(軽易な事項を除く。)」を削り、同項第5号中「貸し付けし」を「貸し付け」に改め、同項第12号中「公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける事業。以下同じ。）、他の部局」を「他の部局長、公営企業管理者」に改め、「(軽易な事項を除く。)」を削り、同項第14号中「その」の次に「土地の」を加え、同項第16号中「前各号」の次に「に掲げる場合」を加え、同条第2項中「前項各号に掲げる事項について、その手続き」を「前項第1号から第3号まで、第5号（行政財産である土地に私権を設定しようとする場合であって、同項ただし書の規定に該当しないときに限る。）、第9号、第11号、第14号及び第16号に掲げる場合において、その手続き」に、「速やかに」を「、速やかに」に改め、同条第3項中「から第8号まで及び」を「及び第5号（同項ただし書の規定に該当しないときに限る。）、同項第6号及び第7号、同項第8号（同項ただし書の規定に該当しないときに限る。）並びに」に、「その手続き」を「同項第5号（行政財産である土地に

私権を設定しようとする場合であって、同項ただし書の規定に該当しないときに限る。）に掲げる場合において、その手続」に改める。

第18条中「適宜現況調査により、次の事項に対する注意をもって、公有財産を管理しなければ」を「その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、次に掲げる事項に留意しなければ」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第44条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 公有財産貸付台帳

第44条第2項中「第3号及び第7号に規定する帳簿整備の事務」を「第2号及び第4号に掲げる帳簿の整備」に改め、同条第3項中「第1項第2号及び第4号から第7号までに規定する」を「第1項第3号及び第4号に掲げる」に改め、同項ただし書を削る。

第45条第1項中「前条第1項に規定する帳簿は、引継ぎ書」を「前条第1項各号に掲げる帳簿（以下「帳簿」という。）は、引継書」に、「登録関係書類、検査書類等」を「登録の関係書類、検査書類等の」に改め、同条第2項中「記載すべき」を「記録すべき」に、「別表のとおりとする」を「財政局長が別に定める」に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第47条第1項中「記載すべき」を「記録すべき」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「、その他の」を「その他の」に改め、同条第2項中「発行価額（発行価額）を「当該株式の発行に際して株主となる者が当該株式1株と引換えに株式会社に対して払込み又は給付した財産の額（当該額）に、「資本の額」を「資本金」に、「記載すべき」を「記録すべき」に改め、同条第3項中「記載すべき」を「記録すべき」に改める。

第48条中「第44条第1項第1号及び第2号に規定する台帳には、口座ごとに、次に掲げる区分により」を「部局長は、公有財産台帳について、財政局長が別に定めるところにより、」に改め、同条の表を削る。

第49条第1項中「公有財産帳簿価額」を「帳簿に記録する価額」に改める。

第51条の見出しを「(端数整理)」に改め、同条中「第47条及び第49条の場合において、」を削り、「記載すべき」を「記録すべき」に、「は数」を「端数」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第56条中「うえ、別に」を「上、財政局長が別に」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に、「当該確認」を「当該調査確認」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に協議をするものから適用し、同日前に協議をしたものについては、なお従前の例による。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第92号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表2第46号様式(1)中

「
5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法
」
を
「
5 給与・公的年金等に係る所得以外（年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表2第46号様式(1)は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成22年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第93号

川崎市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市スポーツセンター条例施行規則（平成22年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次に」を「別表に」に改め、同項各

号を削る。

第14条第2号及び第3号中「限る。」の次に「、温水プール又はアーチェリー練習場」を加え、同条第5号中「限る。」の次に「、温水プール又はアーチェリー練習場」を、「研修室」の次に「（第1研修室、第2研修室及び第3研修室を含む。以下同じ。）」を加え、同条第6号及び第7号中「限る。」の次に「、温水プール又はアーチェリー練習場」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

1 専用利用

種別	利用申請
大体育室	全面利用 利用日又は利用開始日（連続して利用しようとする場合の最初の日をいう。以下同じ。）の属する月の6月前の月の初日から利用日まで申請することができる。
	半面利用 利用日の属する月の4月前の月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、利用日の属する月の4月前の月の25日から28日までの間に申請しなければならない。ただし、当該申請がなかったこと、第12条の規定による利用の中止の届出があったこと等により利用しようとする者がない場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月の28日の翌日から利用日まで申請することができる。
小体育室 武道室 研修室	大体育室の全 面、温水プール (専用利用の場 合に限る。) 又 はアーチェリー 練習場の利用と 併せて利用する 場合 利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用日まで申請することができる。
温水プール アーチェリー練習場	利用日の属する月の4月前の月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、利用日の属する月の4月前の月の25日から28日までの間に申請しなければならない。ただし、当該申請がなかったこと、第12条の規定による利用の中止の届出があったこと等により利用しようとする者がない場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月の28日の翌日から利用日まで申請することができる。
	利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用日まで申請することができる。

野球場	利用日の属する月の前月の初日から7日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、利用日の属する月の前月の9日から12日までの間に申請しなければならない。ただし、当該申請がなかつたこと、第12条の規定による利用の中止の届出があったこと等により利用しようとする者がない場合にあっては、利用日の属する月の前月の13日から利用日まで申請することができる。
テニスコート	
テニスコート照明施設	

- 備考 1 条例別表の1の表に規定する午前、午後若しくは夜間の利用時間の区分内の時間においてそれぞれ当該各区分の時間に満たない時間の範囲内で大体育室、小体育室、武道室若しくは研修室（以下この項において「大体育室等」という。）を利用しようとする場合又は午前12時から午後1時までの間若しくは午後4時30分から午後5時30分までの間において大体育室等を利用しようとする場合（同表に規定する午前と午後の区分を引き続き利用することに併せて午前12時から午後1時までの間に利用しようとする場合及び午後と夜間の区分を引き続き利用することに併せて午後4時30分から午後5時30分までの間に利用しようとする場合を除く。）は、この表の規定にかかわらず、利用日の1月前から利用日まで申請することができる。
- 2 施設の専用利用に伴い設備を利用しようとする場合は、当該施設に係る申請の日から利用日まで申請することができる。

2 個人利用

種別	利用申請
大体育室	
小体育室	
トレーニング室	利用日に申請することができる。
武道室	
温水プール	

附 則

この規則は、平成23年3月26日から施行する。

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第94号

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

卸売業者売場使用料E	1平方メートルにつき	60円
------------	------------	-----

」

を

「

卸売業者売場使用料E	1平方メートルにつき	60円
卸売業者低温売場使用料		630円

」

に、

「

関連事業者店舗使用料C	1平方メートルにつき	720円
関連事業者店舗使用料D		660円
関連事業者店舗使用料E		480円
関連事業者店舗使用料F		350円
関連事業者店舗使用料G		230円
関連事業者店舗使用料H		170円

」

を

「

関連事業者店舗使用料C	1平方メートルにつき	740円
関連事業者店舗使用料D		720円
関連事業者店舗使用料E		660円
関連事業者店舗使用料F		480円
関連事業者店舗使用料G		350円
関連事業者店舗使用料H		230円
関連事業者店舗使用料I		170円

」

に、

「

土地使用料	1平方メートルにつき	150円
-------	------------	------

」

を

「

土地使用料A	1平方メートルにつき	420円
土地使用料B		150円

」

に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第648号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月16日から平成23年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	片平 第241号線	川崎市麻生区片平3丁目256番7先	3.00	7.20	
		川崎市麻生区片平3丁目256番7先			
新	片平 第241号線	川崎市麻生区片平3丁目256番8先	4.20	7.20	
		川崎市麻生区片平3丁目256番8先			

川崎市告示第649号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月16日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月16日から平成23年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

路線名	供用開始の区間	備考
片平 第241号線	川崎市麻生区片平3丁目256番8先	
	川崎市麻生区片平3丁目256番8先	

川崎市告示第650号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市御幸老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）第3条第3項の規定により告示します。

平成22年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市御幸老人いこいの家 川崎市幸区紺屋町33番地1
-------------------	-------------------------------

指定管理者	(所在 地) 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5 (名 称) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 (代表者名) 会長 佐藤 忠次
指定期間	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

川崎市告示第651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、柿生学園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第6条の3の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(所在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 純
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第652号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、くさぶえの家の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第6条の3の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(所在 地) 川崎市高津区末長1289番地 (名 称) くさぶえの家
指定管理者	(所在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 純
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、かじがや障害者ディ・サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第22条の5の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	かじがや障害者ディ・サービスセンター 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27
指定管理者	(所在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 紘
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第654号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、れいんぼう川崎の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第22条の9の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	れいんぼう川崎 川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号
指定管理者	(所在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 紘
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第655号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市わーくす大師の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市わーくす大師 川崎市川崎区東門前1丁目11番6号
指定管理者	(所在 地) 横浜市磯子区新杉田町8番地の7 (名 称) 社会福祉法人電機神奈川福祉センター (代表者名) 理事長 土師 修司
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第656号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市三田福祉ホームの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（平成46年川崎市条例第10号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市三田福祉ホーム 川崎市多摩区三田2丁目3,256番地
指定管理者	(所在 地) 川崎市川崎区渡田1丁目15番5 (名 称) 社会福祉法人ともかわさき (代表者名) 理事長 鹿嶌 勝美
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第657号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市中部身体障害者福祉会館 川崎市中原区小杉御殿町3丁目245番地
指定管理者	(所在 地) 川崎市川崎区大島1丁目8番6号 (名 称) 財団法人 川崎市身体障害者協会 (代表者名) 会長 中込 義昌
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部身体障害者福祉会館・わーくす高津の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項及び川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部身体障害者福祉会館・わーくす高津 川崎市高津区溝口1丁目18番16号
指定管理者	(所 在 地) 川崎市中原区西加瀬10番3号 (名 称) 社会福祉法人 育桜福祉会 (代表者名) 理事長 生亀 洋子
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第659号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市南部身体障害者福祉会館・ふじみ園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項及び川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第7条の3第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市南部身体障害者福祉会館・ふじみ園 川崎市川崎区大島1丁目8番6号
指定管理者	(所 在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 紘
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第660号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館 川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
指定管理者	(所 在 地) 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 松本 紘
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第661号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市聴覚障害者情報文化センター条例（平成11年川崎市条例第39号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市聴覚障害者情報文化センター 川崎市中原区井田三舞町14番16号
指定管理者	(所 在 地) 川崎市中原区上小田中6丁目22番5号 (名 称) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 斎藤 二郎
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第662号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類	路 線 名	区 間
市 道	高津3号線 (都市計画道路 二子溝口線)	川崎市高津区溝口1丁目290番地先（起点） 川崎市高津区溝口1丁目292番地先（終点）

川崎市告示第663号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月20日から平成23年1月7日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県 道

路線名及び区域変更区間等

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	世 田 谷 町	川崎市麻生区片平1丁目7番7先	29.09	16.38	
	田	川崎市麻生区片平1丁目7番7先			
新	世 田 谷 町	川崎市麻生区片平1丁目7番7先	29.49	16.38	
	田	川崎市麻生区片平1丁目7番7先			

川崎市告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園（2・2・321号 井田杉山町北公園）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 中原区 井田杉山町地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

川崎市 高津区 下野毛1丁目地内
宮前区 神木1丁目地内
麻生区 金程1丁目及び高石4丁目地内

(3) 変更する部分

川崎市 中原区 井田2丁目、井田杉山町、上小田中1丁目、下小田中2丁目、下小田中3丁目、宮内1丁目及び宮内2丁目地内

高津区 上作延、北見方1丁目、下作延4丁目、諏訪3丁目、向ヶ丘、久末、末長及び宇奈根地内

宮前区 有馬4丁目、有馬5丁目、有馬8丁目、神木2丁目、菅生5丁目、野川、水沢2丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目及び平4丁目地内

多摩区 中野島2丁目、中野島4丁目、耕形6丁目、登戸、菅稻田堤3丁目、菅北浦1丁目、菅北浦2丁目、宿河原5丁目及び菅5丁目地内

麻生区 王禅寺東5丁目、王禅寺東6丁目、王禅寺西7丁目、金程3丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、片平3丁目、向原3丁目、下麻生2丁目及び細山1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画市場（1号 川崎市地方卸売市場南部

市場)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 幸区 南幸町3丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指定期間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 川崎市幸区南加瀬1丁目7番14号	川崎市高津区千年141番地2	社会福祉法人和楽会 理事長 清水 勤	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
川崎市特別養護老人ホームすみよし 川崎市中原区木月祇園町2番1号	川崎市高津区末長276番地3	社会福祉法人セイワ 理事長 石野 厚	同 上
川崎市特別養護老人ホームこだなか 川崎市中原区上小田中1丁目28番55号	横浜市都筑区南山田2丁目39番35号	社会福祉法人中川徳生会 理事長 高橋 幸治	同 上
川崎市特別養護老人ホームひらまの里 川崎市中原区上平間611番地1	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 理事長 松本 紘	同 上
川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園 川崎市高津区諏訪2丁目10番15号	川崎市多摩区栗谷2丁目16番6号	社会福祉法人照陽会 理事長 高橋 照比古	同 上
川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里 川崎市多摩区中野島6丁目13番5号	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 理事長 松本 紘	同 上

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら 川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号	川崎市麻生区上麻生5丁目19番10号	社会福祉法人鈴保福祉会 理事長 鈴木 錠	同 上
川崎市恵樂園 川崎市高津区下作延2丁目26番1号	川崎市川崎区池上新町3丁目1番地8	社会福祉法人川崎聖風福祉会 理事長 佐々木 元行	同 上

川崎市告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市軽費老人ホーム福寿荘の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市軽費老人ホーム条例（昭和49年川崎市条例第18号）第3条第3項の規定により告示します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市軽費老人ホーム福寿荘 川崎市川崎区日進町5番地1
指定管理者	(住 所) 川崎市高津区末長276番地3 (名 称) 社会福祉法人セイワ (代表者名) 理事長 石野 厚
指定期間	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

川崎市告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、井田老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、かわさき総合ケアセンター条例（平成10年川崎市条例第18号）第6条第3項の規定により告示します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	井田老人デイサービスセンター 川崎市中原区井田2丁目27番1号
指定管理者	(住 所) 川崎市高津区千年141番地2 (名 称) 社会福祉法人和楽会 (代表者名) 理事長 清水 勤
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第670号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市高齢社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市高

齢社会福祉総合センター条例（昭和63年川崎市条例第42号）第4条の2第3項、第11条の2第3項及び第15条の2第3項の規定により告示します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指定期間
	住 所	名称及び代表者名	
人材開発研修センター 保健福祉研究センター 川崎市多摩区長沢2丁目11番1号	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 会長 斎藤 二郎	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
特別養護老人ホーム長沢壮寿の里 川崎市多摩区長沢2丁目11番1号	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 理事長 松本 紘	同 上

川崎市告示第671号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月21日から平成23年1月7日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 市道

路線名及び区域変更区間等

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	木 月 第39号線	川崎市中原区木月2丁目695番11先	5.50	16.94	
		川崎市中原区木月2丁目695番11先			
新	木 月 第39号線	川崎市中原区木月2丁目695番1先	6.00	16.94	
		川崎市中原区木月2丁目695番1先			

川崎市告示第672号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課におい

て、平成22年12月21日から平成23年1月7日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿部 孝夫

路線名	供用開始の区間	備考
木 月 第39号線	川崎市中原区木月2丁目695番1先	
	川崎市中原区木月2丁目695番1先	

川崎市告示第673号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
- (4) 持参するもの
 - 自転車等の鍵
 - 印鑑
 - 住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第674号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月22日から平成23年1月12日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	丸子中山	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目183番8先	6.47 ～ 6.50	47.41	
	茅ヶ崎	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目182番2先			
新	丸子中山	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目183番4先	6.47 ～ 18.06	47.41	
	茅ヶ崎	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目182番1先			

川崎市告示第675号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月22日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月22日から平成23年1月12日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県道

路線名及び供用開始の区間等

路線名	供用開始の区間	備考
丸子中山	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目183番4先	
茅ヶ崎	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目182番1先	

川崎市告示第676号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成22年11月26日招集の平成22年第5回川崎市議会定例会において、平成22年12月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成22年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市の一般会計の補正予算は、次の定めるとところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,568,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,817,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円	千円	千円
		273,454,316	1,143,751	274,598,067
15 国 庫 支 出 金	1 市 民 税	120,865,995	1,143,751	122,099,746
		93,299,208	2,978,471	96,277,679
16 県 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	71,821,060	2,978,471	74,799,531
		17,286,731	173,320	17,460,051
	1 県 負 担 金	7,959,249	63,378	8,022,627
21 諸 収 入	3 委 託 金	3,647,552	109,942	3,757,494
		57,404,740	504,127	57,908,867
	6 雜 入	5,487,015	504,127	5,991,142

22 市 債		81,939,000	△231,000	81,708,000
1 市 債		81,939,000	△231,000	81,708,000
歳 入 合 計		613,248,572	4,568,669	617,817,241

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 債 務 費		千円	千円	千円
	2 総務管理費	54,741,200	752,871	55,494,071
	4 総合企画費	6,571,720	504,127	7,075,847
	6 選挙費	4,361,314	13,669	4,374,983
5 健 康 福 祉 費		643,584	235,075	878,659
		112,234,913	3,815,798	116,050,711
	3 生活保護費	51,446,210	3,802,286	55,248,496
	4 老人福祉費	15,960,764	△240,000	15,720,764
	5 障害者福祉費	23,870,704	253,512	24,124,216
歳 出 合 計		613,248,572	4,568,669	617,817,241

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費	平成23年度	千円 31,894
民間介護老人保健施設整備事業費	平成22年度から 平成24年度まで	300,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成22年度公共施設 管理運営事業費	平成23年度から 平成26年度まで	千円 3,635,471	平成22年度から 平成27年度まで	千円 8,109,926

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
新川崎・創造のもり 第3期計画推進事業	千円 9,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債ができる。	年5.0% 以 内	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えができる。

2 変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
老人福祉総務事業	千円 1,860,000	千円 △ 240,000	千円 1,620,000
地方債総合計	81,939,000	△ 231,000	81,708,000

平成22年度川崎市一般会計補正予算

平成22年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ884,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,701,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正是款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1

表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年12月1日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 債		千円 274,598,067	千円 136,000	千円 274,734,067
	1 市 民 税	122,009,746	136,000	122,145,746
15 国 庫 支 出 金		96,277,679	214,000	96,491,679
	2 国 庫 補 助 金	20,861,056	214,000	21,075,056
22 市 債		81,708,000	534,000	82,242,000
	1 市 債	81,708,000	534,000	82,242,000
歳 入 合 計		617,817,241	884,000	618,701,241

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 建 設 緑 政 費		千円 30,995,392	千円 96,000	千円 31,091,392
	2 道 路 橋 り よ う 費	11,321,205	96,000	11,417,205
9 港 湾 費		7,408,038	400,000	7,808,038
	2 港 湾 建 設 費	5,126,046	400,000	5,526,046
10 まちづくり費		41,067,131	98,000	41,165,131
	3 整備事業費	15,185,245	98,000	15,283,245
11 区役所費		13,698,786	290,000	13,988,786
	1 区政振興費	11,393,414	290,000	11,683,414
歳 出 合 計		617,817,241	884,000	618,701,241

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
地 域 人 材 育 成 事 業 費	平成22年度から 平成23年度まで	千円 157,844

第3表 地 方 債 補 正

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
安 全 施 設 整 備 事 業	千円 189,000	千円 134,000	千円 323,000
港 湾 工 事 負 担 金	350,000	400,000	750,000
合 計	539,000	534,000	1,073,000
地 方 債 総 合 計	81,708,000	534,000	82,242,000

川崎市告示第677号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成22年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定する区域

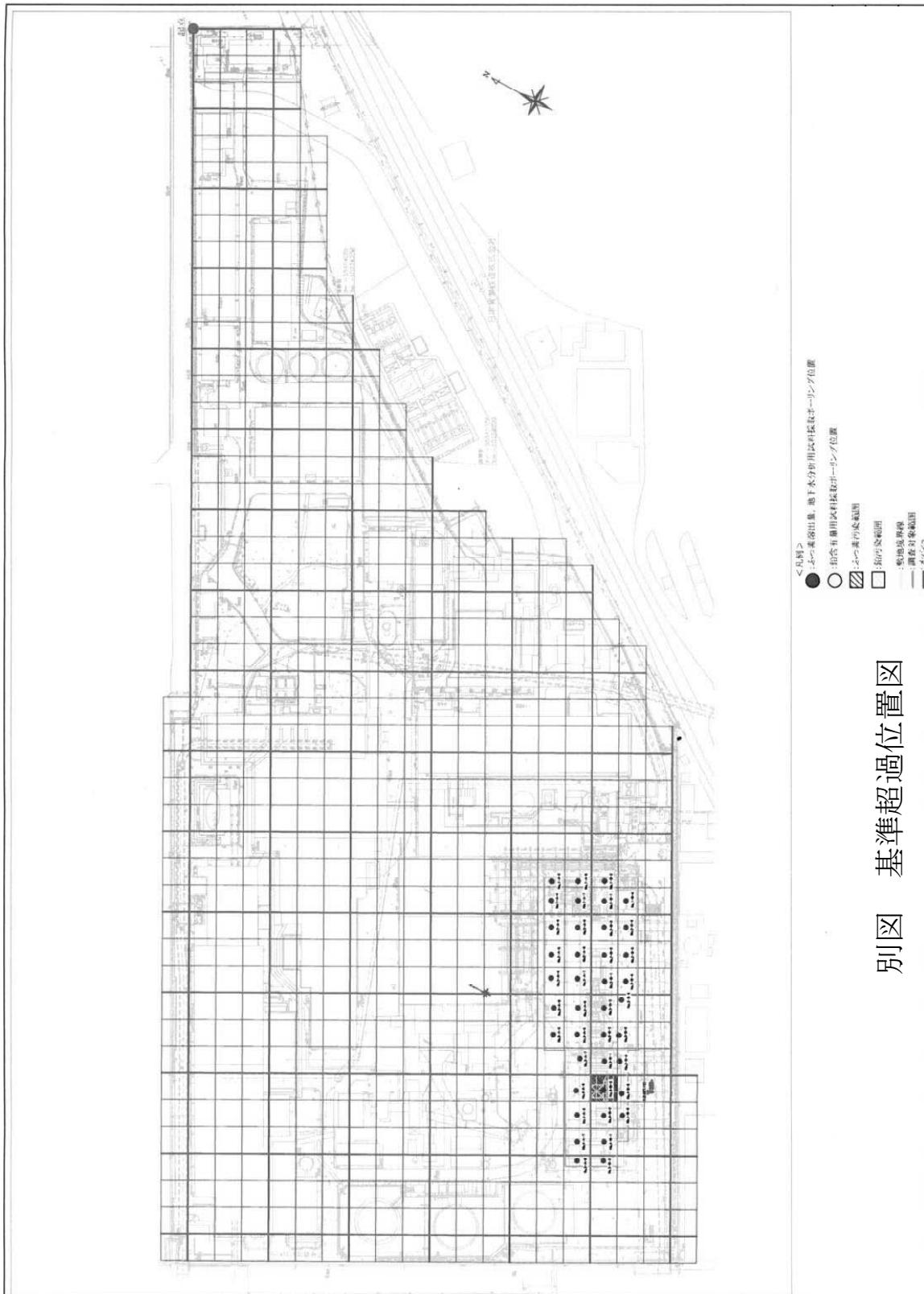
別図のとおり（川崎市川崎区扇町3-1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 基準超過位置図

川崎市告示第678号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から適用する。

平成22年12月27日

川崎市長 阿部 孝夫

別表13 荷さばき地の表中

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	22,696
	一般利用	川崎区東扇島	178,067

を

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	21,755
	一般利用	川崎区東扇島	172,407

に改める。

川崎市告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市幸スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市幸スポーツセンター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
指定管理者	（所在地）川崎市幸区堀川町580番地 （名称）株式会社明治スポーツプラザ （代表者名）代表取締役 石原 良太郎
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第680号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市武道館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市武道館条例（昭和51年川崎市条例第77号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市石川記念武道館 川崎市幸区下平間357番地
指定管理者	（所在地）川崎市幸区堀川町580番地 （名称）株式会社明治スポーツプラザ （代表者名）代表取締役 石原 良太郎
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第681号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市とどろきアリーナの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	（名称）川崎市とどろきアリーナ （所在地）川崎市中原区等々力1番3号
指定管理者	（名称）財団法人川崎市体育協会・アーバンプラス株式会社共同事業体 （所在地）川崎市中原区宮内4丁目1番2号 （代表者名）財団法人川崎市体育協会 会長 齊藤 義晴
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第682号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市体育館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市体育館条例（昭和31年川崎市条例第14号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市体育館 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
指定管理者	（所在地）川崎市中原区宮内4丁目1番2号 （名称）財団法人川崎市体育協会・アーバンプラス株式会社共同事業体 （代表者名）代表者 財団法人川崎市体育協会 会長 齊藤 義晴

	構成員 アーバンプラス株式会社 代表取締役社長 有田 敬
指定期間	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

川崎市告示第683号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市宮前スポーツセンター 川崎市宮前区犬藏1丁目10番3号
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区堀川町580番地 (名 称) 株式会社明治スポーツプラザ・財団法人川崎市体育協会共同事業体 (代表者) 株式会社明治スポーツプラザ 代表取締役 石原 良太郎
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第684号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日

及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第685号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月28日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月28日から平成23年1月14日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 県道

路線名及び供用開始区間等

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生連光寺	川崎市麻生区片平5丁目724番6先	
	川崎市麻生区片平5丁目756番1先	
上麻生連光寺	川崎市麻生区片平5丁目844番1先	
	川崎市麻生区片平7丁目6番6先	
上麻生連光寺	川崎市麻生区白鳥1丁目849番12先	
	川崎市麻生区白鳥1丁目849番16先	

川崎市告示第686号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
99	下小田中 第225号線	中原区下小田中6丁目 931番9先	
		中原区下小田中6丁目 931番1先	
100	宮 内 第214号線	中原区宮内3丁目231 番18先	
		中原区宮内3丁目231 番13先	
101	二 子 第101号線	高津区二子4丁目618 番6先	
		高津区二子4丁目620 番6先	
102	久 地 第141号線	高津区溝口6丁目988 番4先	
		高津区久地2丁目46番 2先	
103	野 川 第496号線	宮前区野川11番1先	
		宮前区梶ヶ谷1406番8 先	
104	野 川 第497号線	宮前区野川4062番2先	
		宮前区野川4062番9先	
105	菅 生 第819号線	宮前区菅生2丁目2013 番15先	
		宮前区菅生2丁目2012 番2先	
106	平 第232号線	宮前区平2丁目258番 1先	
		宮前区平2丁目260番 13先	
107	中 野 島 第209号線	多摩区中野島3丁目 1384番13先	
		多摩区中野島3丁目 1432番2先	
108	中 野 島 第210号線	多摩区中野島4丁目 1546番5先	
		多摩区中野島4丁目 1503番4先	
109	東 生 田 第105号線	多摩区東生田3丁目 9384番4先	
		多摩区東生田3丁目 9381番1先	
110	東 生 田 第106号線	多摩区東生田3丁目 9385番4先	
		多摩区東生田3丁目 9382番9先	
111	長 沢 第156号線	多摩区長沢1丁目8630 番21先	
		多摩区長沢1丁目8623 番16先	
112	長 沢 第157号線	多摩区長沢1丁目8634 番1先	
		多摩区長沢1丁目8630 番1先	

113	菅 北 浦 第124号線	多摩区菅北浦2丁目 2570番4先 多摩区菅北浦2丁目 2570番7先	
114	高 石 第311号線	麻生区高石1丁目1154 番4先 麻生区高石1丁目1154 番15先	
115	王 禅 寺 第521号線	麻生区王禅寺東6丁目 112番14先 麻生区王禅寺東6丁目 112番13先	
116	片 平 第328号線	麻生区片平3丁目2326 番3先 麻生区片平3丁目2321 番先	
117	白 鳥 第82号線	麻生区白鳥1丁目849 番16先 麻生区白鳥1丁目849 番21先	
118	は る ひ 野 第101号線	麻生区はるひ野3丁目 5番132先 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	
119	は る ひ 野 第102号線	麻生区はるひ野3丁目 5番112先 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	
120	は る ひ 野 第103号線	麻生区はるひ野3丁目 5番94先 麻生区はるひ野3丁目 5番105先	
121	は る ひ 野 第104号線	麻生区はるひ野3丁目 5番133先 麻生区はるひ野3丁目 5番112先	
122	は る ひ 野 第105号線	麻生区はるひ野3丁目 5番148先 麻生区はるひ野3丁目 5番173先	
123	は る ひ 野 第106号線	麻生区はるひ野3丁目 5番125先 麻生区はるひ野3丁目 5番140先	
124	は る ひ 野 第107号線	麻生区はるひ野3丁目 5番122先 麻生区はるひ野3丁目 5番121先	

川崎市告示第687号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設総合局道路管理部管理課において、平成22年12月28日から平成23年1月18日まで一般の

縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 市道

路線名及び区域の決定区間等

整理番号	路線名	起 点 終 点	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
99	下小田中 第225号線	中原区下小田中6丁目 931番9先	4.00 ~ 4.07	27.07	
		中原区下小田中6丁目 931番1先			
100	宮内 第214号線	中原区宮内3丁目231 番18先	5.01 ~ 5.02	27.35	
		中原区宮内3丁目231 番13先			
101	二子 第101号線	高津区二子4丁目618 番6先	6.01	22.17	
		高津区二子4丁目620 番6先			
102	久地 第141号線	高津区溝口6丁目988 番4先	3.03 ~ 4.00	67.14	
		高津区久地2丁目46番 2先			
103	野川 第496号線	宮前区野川11番1先	6.00	187.10	
		宮前区梶ヶ谷1406番8 先			
104	野川 第497号線	宮前区野川14062番2先	4.00	41.34	
		宮前区野川14062番9先			
105	菅生 第819号線	宮前区菅生2丁目2013 番15先	6.01 ~ 6.31	72.06	
		宮前区菅生2丁目2012 番2先			
106	平 第232号線	宮前区平2丁目258番 1先	5.52 ~ 13.46	47.05	
		宮前区平2丁目260番 13先			
107	中野島 第209号線	多摩区中野島3丁目 1384番13先	1.82 ~ 2.91	78.04	
		多摩区中野島3丁目 1432番2先			
108	中野島 第210号線	多摩区中野島4丁目 1546番5先	6.00 ~ 6.14	55.66	
		多摩区中野島4丁目 1503番4先			
109	東生田 第105号線	多摩区東生田3丁目 9384番4先	1.82	26.35	
		多摩区東生田3丁目 9381番1先			
110	東生田 第106号線	多摩区東生田3丁目 9385番4先	6.00 ~ 6.01	107.59	
		多摩区東生田3丁目 9382番9先			

111	長沢 第156号線	多摩区長沢1丁目8630 番21先 多摩区長沢1丁目8623 番16先	1.82	28.47	
112	長沢 第157号線	多摩区長沢1丁目8634 番1先 多摩区長沢1丁目8630 番1先	1.82	63.07	
113	菅北浦 第124号線	多摩区菅北浦2丁目 2570番4先 多摩区菅北浦2丁目 2570番7先	4.51	23.71	
114	高石 第311号線	麻生区高石1丁目1154 番4先 麻生区高石1丁目1154 番15先	6.00 ~ 6.01	96.27	
115	王禅寺 第521号線	麻生区王禅寺東6丁目 112番14先 麻生区王禅寺東6丁目 112番13先	4.52	26.84	
116	片平 第328号線	麻生区片平3丁目2326 番3先 麻生区片平3丁目2321 番先	1.52 ~ 3.08	63.81	
117	白鳥 第82号線	麻生区白鳥1丁目849 番16先 麻生区白鳥1丁目849 番21先	4.52	28.63	
118	はるひ野 第101号線	麻生区はるひ野3丁目 5番132先 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	6.00 ~ 6.04	411.48	
119	はるひ野 第102号線	麻生区はるひ野3丁目 5番112先 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	6.00 ~ 6.04	171.84	
120	はるひ野 第103号線	麻生区はるひ野3丁目 5番94先 麻生区はるひ野3丁目 5番105先	6.01 ~ 6.03	157.57	
121	はるひ野 第104号線	麻生区はるひ野3丁目 5番133先 麻生区はるひ野3丁目 5番112先	6.00 ~ 6.03	45.52	
122	はるひ野 第105号線	麻生区はるひ野3丁目 5番148先 麻生区はるひ野3丁目 5番173先	4.00 ~ 4.01	16.18	
123	はるひ野 第106号線	麻生区はるひ野3丁目 5番125先 麻生区はるひ野3丁目 5番140先	4.00	15.49	
124	はるひ野 第107号線	麻生区はるひ野3丁目 5番122先 麻生区はるひ野3丁目 5番121先	4.00 ~ 4.01	26.01	

川崎市告示第688号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成22年12月28日から開始します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月28日から平成23年1月18日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
99	下小田中 第225号線	中原区下小田中6丁目 931番9先	
		中原区下小田中6丁目 931番1先	
100	宮 内 第214号線	中原区宮内3丁目231 番18先	
		中原区宮内3丁目231 番13先	
101	二 子 第101号線	高津区二子4丁目618 番6先	
		高津区二子4丁目620 番6先	
102	久 地 第141号線	高津区溝口6丁目988 番4先	
		高津区久地2丁目46番 2先	
103	野 川 第496号線	宮前区野川11番1先	
		宮前区梶ヶ谷1406番8 先	
104	野 川 第497号線	宮前区野川4062番2先	
		宮前区野川4062番9先	
105	菅 生 第819号線	宮前区菅生2丁目2013 番15先	
		宮前区菅生2丁目2012 番2先	
106	平 第232号線	宮前区平2丁目258番 1先	
		宮前区平2丁目260番 13先	
107	中 野 島 第209号線	多摩区中野島3丁目 1384番13先	
		多摩区中野島3丁目 1432番2先	
108	中 野 島 第210号線	多摩区中野島4丁目 1546番5先	
		多摩区中野島4丁目 1503番4先	
109	東 生 田 第105号線	多摩区東生田3丁目 9384番4先	
		多摩区東生田3丁目 9381番1先	

110	東 生 田 第106号線	多摩区東生田3丁目 9385番4先 ----- 多摩区東生田3丁目 9382番9先	
111	長 沢 第156号線	多摩区長沢1丁目8630 番21先 ----- 多摩区長沢1丁目8623 番16先	
112	長 沢 第157号線	多摩区長沢1丁目8634 番1先 ----- 多摩区長沢1丁目8630 番1先	
113	菅 北 浦 第124号線	多摩区菅北浦2丁目 2570番4先 ----- 多摩区菅北浦2丁目 2570番7先	
114	高 石 第311号線	麻生区高石1丁目1154 番4先 ----- 麻生区高石1丁目1154 番15先	
115	王 禅 寺 第521号線	麻生区王禅寺東6丁目 112番14先 ----- 麻生区王禅寺東6丁目 112番13先	
116	片 平 第328号線	麻生区片平3丁目2326 番3先 ----- 麻生区片平3丁目2321 番先	
117	白 鳥 第82号線	麻生区白鳥1丁目849 番16先 ----- 麻生区白鳥1丁目849 番21先	
118	は る ひ 野 第101号線	麻生区はるひ野3丁目 5番132先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	
119	は る ひ 野 第102号線	麻生区はるひ野3丁目 5番112先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番185先	
120	は る ひ 野 第103号線	麻生区はるひ野3丁目 5番94先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番105先	
121	は る ひ 野 第104号線	麻生区はるひ野3丁目 5番133先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番112先	
122	は る ひ 野 第105号線	麻生区はるひ野3丁目 5番148先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番173先	
123	は る ひ 野 第106号線	麻生区はるひ野3丁目 5番125先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番140先	

124	はるひ野 第107号線	麻生区はるひ野3丁目 5番122先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番121先	
-----	----------------	---	--

川崎市告示第689号**市道路線廃止に関する告示**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

整理番号	路線名	起 点 ----- 終 点	重要な経過地
125	久 地 第11号線	高津区久地2丁目45番 先 ----- 高津区久地2丁目46番 2先	
126	野 川 第123号線	宮前区野川11番1先 ----- 宮前区野川1番2先	
127	平 第131号線	宮前区平2丁目258番 1先 ----- 宮前区平2丁目264番 1先	
128	中 野 島 第30号線	多摩区中野島4丁目 1546番先 ----- 多摩区中野島4丁目 1484番2先	
129	中 野 島 第65号線	多摩区中野島3丁目 1384番1先 ----- 多摩区中野島3丁目 1432番2先	
130	東 生 田 第55号線	多摩区東生田3丁目 9384番1先 ----- 多摩区東生田3丁目 9383番先	
131	長 沢 第32号線	多摩区長沢1丁目8630 番7先 ----- 多摩区長沢1丁目8634 番1先	
132	片 平 第196号線	麻生区片平3丁目2321 番先 ----- 麻生区片平3丁目2329 番9先	
133	白 鳥 第46号線	麻生区白鳥1丁目1121 番1先 ----- 麻生区白鳥1丁目849 番1先	

川崎市告示第690号**歩行者専用道路に関する告示**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、平成22年12月28日から次の路線を歩行者専用道路として指定する。

その関係図面は、建設総務局道路管理部管理課において、平成22年12月28日から平成23年1月18日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 ----- 終 点	重要な経過地
122	はるひ野 第105号線	麻生区はるひ野3丁目 5番148先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番173先	
123	はるひ野 第106号線	麻生区はるひ野3丁目 5番125先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番140先	
124	はるひ野 第107号線	麻生区はるひ野3丁目 5番122先 ----- 麻生区はるひ野3丁目 5番121先	

川崎市告示第691号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市高津スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例施行規則第2条の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称：川崎市高津スポーツセンター 所在地：高津区二子三丁目十五番一号
指定管理者	(所 在 地) 高津区二子五丁目十四番三十一号 (名 称) S E L F 高津スポーツセンタ 一事業体 (代表者名) 特定非営利活動法人 高津総合型スポーツクラブ S E L F 理事長 平口 和宏
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市告示第692号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第

3項の規定により告示します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(名 称) 川崎市麻生スポーツセンター (所 在 地) 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
指定管理者	(名 称) シンコースポーツ株式会社 (所 在 地) 東京都台東区台東1丁目27番1号 (代表者名) 代表取締役 石崎 克己
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

公 告

川崎市公告第567号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指

導課に備えて縦覧に供します。

平成22年12月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市港北区新羽町1747 株式会社 ベルハウス 代表取締役 鈴木 栄二		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区下小田中四丁目344-8の一部 部、345-2の一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル 以下余白	延 長	21.00メートル 以下余白
川崎市指令ま情指導 第1552号	指 定 年月日	平成22年 12月16日	

川崎市公告第568号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 川崎高等学校及び附属中学校等地質調査委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区中島3丁目3番1号
	履 行 期 限 平成23年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (4) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年1月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第569号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造工事 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造付帯工事（合併入札）
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目地内
	履行期限	平成23年3月31日限り
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。		
ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。		
<p>(1) すべての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有すること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になつてはいること。</p>		
<p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>		
<p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>		
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成23年1月26日 17時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>※本工事は予定価格の事前公表案件です。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

川崎市公告第570号

道路位置の変更について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により平成7年7月5日第1512号及び平成16年4月2日第1501号で指定した道路を次のとおり変更します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主	川崎市川崎区宮本町1番地
住 所・氏名	川崎市長 阿部 孝夫
道路位置の地名・地番	川崎市宮前区神木本町4丁目1873番8の全部 別図省略

幅 員	4.01メートル	延 長	5.94メートル
	5.00メートル		113.33メートル
	4.99メートル		5.02メートル
川崎市指令ま情指導 第1906号	変 更 年月日	平成22年 12月20日	

川崎市公告第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区はるひ野5丁目10番1
ほか3筆
16,451平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区初台一丁目47番1号
小田急不動産株式会社
代表取締役 間瀬 卓正
横浜市西区北幸二丁目9番14号
相鉄不動産販売株式会社
代表取締役 鹿島 泰之
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 (73戸)
計画戸数：73戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成21年9月30日
川崎市指令ま情開発(イ)第77号
平成22年1月19日
川崎市指令ま情開発(イ)第126号(変更)
平成22年7月8日
川崎市指令ま情開発(イ)第58号(変更)
平成22年11月15日
川崎市指令ま情開発(イ)第109号(変更)

川崎市公告第572号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市鶴見区尻手3丁目11番10号 クラ建設 株式会社 代表取締役 石部 憲一		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区下小田中5丁目1566番3の 一部 別図省略		
幅 員	5.00メートル	延 長	9.55メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1553号	指 定 年月日	平成22年 12月22日	

川崎市公告第573号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成22年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	公園の名称	所在地	区域	面積 (m ²)	主な公園施設
1	下河原公園	川崎区殿町3丁目24-1	別図	3,475	遊戯施設ほか

(別図省略)

川崎市公告第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生2丁目1996番51
の一部ほか31筆の一部(第1工区)
649平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 田畠 誠
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成22年7月30日
川崎市指令ま情開発(イ)第70号
平成22年11月16日
川崎市指令ま情開発(イ)第110号(変更)

川崎市公告第575号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、再開発会社の規準及び事業計画の変更が認可されたので、同法第50条の8第3項の規定により、施工地区及び設計の概要を表示する図書を、公衆の縦覧に供する。

平成22年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 施行者の名称

鹿島田駅西部地区再開発株式会社

2 縦覧の場所

川崎市まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所
(川崎市幸区鹿島田1112-1)

3 縦覧の期間

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第100条又は第125条の2

第5項の公告日まで

(土曜日、日曜日及び祝日等の閉店日を除く)

4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時00分まで

川崎市公告第576号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎B E

川崎市川崎区駅前本町26番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アトレ

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

代表取締役社長 小暮 和之

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

代表取締役社長 清野 智

3 记載した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

(変更前) 株式会社アトレ

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

代表取締役社長 小暮 和之

(変更後) 株式会社アトレ

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

代表取締役社長 小暮 和之

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

代表取締役社長 清野 智

②大規模小売店舗の名称

(変更前) 駅ビルかわさき

(変更後) 川崎B E

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) (株)有隣堂、(株)田原屋ほか182者

(変更後) (株)有隣堂、(株)良品計画ほか170者

4 记載の年月日

変更事項① 平成22年10月1日

変更事項② 平成22年10月1日

変更事項③ 平成22年6月1日

5 记載する理由

変更事項① 建物設置者追加のため

変更事項② 現状の店舗名称と同一とするため

変更事項③ 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更、住所変更のため

6 届出の年月日

平成22年12月16日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成22年12月24日から平成23年4月24日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出日より、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成23年4月24日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第577号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 12月16日	特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター	並木 隆	川崎市川崎区四谷上町22番4-303号	この法人は、川崎市内の障がい者及びその親等に対して、社会生活において発生する様々な権利侵害を未然に防止し、障がい者等が地域の中で安全安心に暮らすことができるように支援する。並びに、成年後見制度に関する利用についての支援や相談及び福祉的配慮に基づく後見事務を提供する。そのことにより、広く公益に寄与し福祉の向上を図ることを目的とする。

川崎市公告第578号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同

法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月27日

川崎市長 阿部 孝夫

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 12月20日	N P O 法人エージェンシー 3 R	繁宮 仁	川崎市幸区南加瀬4丁目33番32号	この法人は、川崎市及び周辺地域の人々に対して、家庭ごみを抑制する世帯の行動支援を目的に、家庭ごみに関する情報収集及び情報提供等を行い、家庭ごみに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年12月27日

川崎市長 阿部 孝夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川2814番1

の一部ほか5筆の一部

2,740平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区野川2675番地

青木 昇

3 予定建築物の用途

共同住宅、一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成21年12月9日

川崎市指令ま情開発（イ）第109号

平成22年7月5日

川崎市指令ま情開発（イ）第54号（変更）

平成22年12月7日

川崎市指令ま情開発（イ）第121号（変更）

川崎市公告第580号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成22年12月27日

川崎市長 阿部 孝夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成22年度川崎市防犯灯等設置業務委託（麻生区分）

(2) 履行場所

麻生区内の指定場所

(3) 履行期限
平成23年3月31日限り

(4) 業務概要
市防犯灯設置等業務
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成21・22年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 川崎市内に本社があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町2-31
J Aセレサみなみビル5階
川崎市役所 市民・こども局市民生活部地域安全推進課 担当: 大橋、齊藤
電話 044-200-2284 (直通)
FAX 044-200-3599
電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成22年12月27日（月）から平成23年1月7日（金）までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、平成22年12月29日～平成23年1月3日を除きます。）

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 日時

平成23年1月11日（火）午後0時45分から午後

5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」－「入札情報」の“委託”－「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一緒に自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成23年1月12日（水）午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3599

(5) 回答方法

平成23年1月14日（金）に、全社あてに文書（電子メールまたはFAX）で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額（税抜き）で行ないます。また、この金額には委託業務実施に際して必要となる各種工事・設定・手続き等に係る一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の5%（消費税及び地方消費税）に

相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
(2) 入札・開札の日時及び場所 ア 入札日時 平成23年1月18日(火) 午前10時 イ 入札場所 川崎市役所本庁舎地下 入札室
(3) 入札書の提出方法 持参とします。
(4) 入札保証金 免除
(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行なうことがあります。
(6) 入札の無効 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
8 契約の手続き等 次により、契約を締結します。 (1) 契約保証金は次のとおりとします。 ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。 イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。 (2) 契約書作成の要否 必要とします。 (3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
9 その他 (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 詳細は入札説明書によります。 (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第581号

(仮称)川崎製作所工場建替事業に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

(仮称)川崎製作所工場建替事業

に係る条例環境影響評価審査書

平成22年12月

川 崎 市

目 次

はじめに	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	5
(1) 全般的な事項	5
(2) 個別事項	5
ア 大気質	5
イ 土壌汚染	6
ウ 緑（緑の質、緑の量）	6
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）	7
オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）	8
カ 景観	9
キ 地域交通（交通混雑、交通安全）	9
ク 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	10
ケ 温室効果ガス	10
(3) 環境配慮項目に関する事項	11
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	11

はじめに

(仮称)川崎製作所工場建替事業（以下「指定開発行為」という。）は、三菱化工機株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区大川町2番1号の同社川崎製作所の敷地約5.2haにおいて、油清浄機（SJ）及び遠心分離機、ろ過機等の産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等を建て替えるものである。なお、製品製造工場の規模（生産能力）は、既存施設と同規模である。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成22年10月22日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：三菱化工機株式会社
 代表者：取締役社長 山中 菊雄
 住 所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類
 名 称：(仮称) 川崎製作所工場建替事業
 種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）
 （川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項及び同表備考の2(1)の適用により第3種行為に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域
 位 置：川崎市川崎区大川町2番1号
 区域面積：約51, 843m²
 用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要
 ア 目 的
 油清浄機（S J）及び産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等の建替え
 イ 土地利用計画

土地利用区分	面積(m ²)	構成比	備 考
生産施設	約14, 760	28.5%	新設2棟（S J工場・産機工場）
事務所	約 3, 044	5.9%	既設4棟（本館・システム管理・別館・研究本館）
研究施設	約 721	1.4%	既設1棟（研究第1実験工場）
食 堂	約 570	1.1%	新設
薬品庫等倉庫	約 228	0.4%	
その他施設	約 363	0.7%	内、新設338m ² （変電所・守衛室等）
緑化地	約12, 971	25.0%	既存緑化地（約1, 470m ² ）含む
駐車場	約 1, 900	3.7%	
その他区域	約 590	1.1%	神社・廃棄物保管場所・排水処理施設等
車 路	約 9, 900	19.1%	
空 地	約 6, 796	13.1%	資材置場等
合 計	約51, 843	100.0%	

ウ 建築計画等

施設種類・名称	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	構造	階数	最高高さ(m)	備 考
新設	S J工場	約 8, 450	約 16, 670	S造	地上2階	約 18.1 生産施設
	産機工場	約 6, 310	約 6, 310	S造	地上1階	約 21.6 生産施設
	食堂棟	約 570	約 1, 710	R C造	地上3階	約 12.2
	薬品庫等倉庫	約 30	約 30	S造	地上1階	約 4.8 塗料油庫
	その他施設	約 338	約 576	R C造	地上1～2階	約 8.4 変電所・守衛室等
	新設施設 計	約 15, 698	約 25, 296	—	—	—
既設	事務所	約 3, 044	約 10, 033	R C造	地上2～4階	約 14.8 本館・別館・システム管理・研究本館
	研究施設	約 721	約 933	S造	地上1～2階	約 17.2 研究第1実験工場
	薬品庫等倉庫	約 198	約 453	S造	地上1～2階	約 10.9 図庫棟・薬品庫・油庫
	その他施設	約 25	約 25	C B造	地上1階	約 3.4
	既設施設 計	約 3, 988	約 11, 444	—	—	—
施設 合計	約 19, 686	約 36, 740	—	—	—	—
敷地面積					約51, 843m ²	
建ぺい率					19, 686m ² ÷ 51, 843m ² × 100 = 約38.0%	
容積率					36, 740m ² ÷ 51, 843m ² × 100 = 約70.9%	
緑被率					25.2%	

注1. S造：鉄骨造

2. R C造：鉄筋コンクリート造

3. C B造：コンクリートブロック造

2 審査結果及び内容

(1) 全般的な事項

本指定開発行為は、油清浄機（S J）及び産業機械の製品製造工場並びに食堂棟、変電所等の建替事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.052ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.042mg／m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg／m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.133ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質は0.041mg／m³で、環境基準（0.20mg／m³以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.046ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.044mg／m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地が所在する川崎区内の自動車排出ガス測定局の一部で、二酸化窒素の環境基準が達成されていないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

工事の実施に当たっては、土地を掘削する等の形質変更を行う際は、事前に土壌汚染調査（深度調査）及び地下水調査を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に従い、適切に対策を行うこ

とから、周辺地域の環境に対する影響はないとしている。さらに、工事期間中に発生する濁水排水の処理は、計画地内では行わず、ノッチタンクに貯留し、適宜性状を確認の上、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な処理対策については、市関係部署と協議すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本事業における主要な植栽予定樹種は、計画地の生育環境に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約2,071m³と予測している。さらに、樹木の維持管理計画を定め、適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本事業では、既存緑地を保全するとともに、新たな緑化を行うことにより、緑被率は25.2%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回ると予測している。また、全体の緑の構成は「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、高木、中木、低木を適切に組み合わせた植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な保全及び回復育成を図ができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は75.0デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において71.2デシベルで、環境保全目標（65デシベル以下）を超過するが、現況において既に環境保全目標を超過しており、工事用車両の走行による増加分は0.1デシベル

と予測している。これに対し、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、空気圧縮機、旋盤等の稼働に伴う騒音レベルの敷地境界における最大値は53.4デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は、工業専用地域という地域特性を考慮すると、概ね妥当であるが、工事用車両の走行に伴う騒音の影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は62.4デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において51.2デシベルで、環境保全目標（70デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、空気圧縮機、旋盤等の稼働に伴う振動レベルの敷地境界における最大値は44.4デシベルで、環境保全目標（70デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら15,976トン、金属くず2,801トン、アスファルトコンクリートがら797トン等で、このうち約93%を再資源化すると予測している。これらについては、分別排出を徹底し、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し、産業廃

棄物管理票を使用して処理することから、適正に処理されるとしている。また、建築物から除去した吹付けアスベストは、特別管理産業廃棄物として「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に従い、適切に処理されるとしている。さらに、発生抑制策として、再使用型の工事用資材を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約20,880m³と予測し、そのうち約9,060m³については、場内の埋戻し土として再利用に努め、それ以外は、処分先を指定して、建設副産物適正処理推進要綱等に基づき、適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷崩れや飛散等が生じないよう、荷台カバーの使用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景観

本事業の実施に伴い、現在の工場が撤去され、新たな計画建築物（工場等）が出現するが、現状においても、臨海部の工場地帯の景観となっており、主要な景観構成要素の改変の程度は小さく、地域景観の特性への変化は少ないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画建築物は建替しない事務所等と比較しても高い建築物とはならず、ほとんど変化はみられないと予測している。さらに、計画建築物の色彩は、川崎市景観計画の海のゾーンにふさわしい調和がとれた色彩を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

キ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.454～0.517及び交通混雑度は0.29～0.56で、交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回ると

予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両ルートは指定通学路ではないものの、歩車分離がなされていない区間及び信号機のない横断歩道があることから、歩行者の安全への配慮が必要であると予測している。これに対し、工事用車両の交通経路を指定し、運転者に対して歩行者の横断等に配慮させる等、交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートである市道田辺新田1号線から田辺新田交差点に進入する際に、断続的に渋滞が発生していること、歩行者の安全への配慮が必要であると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事に当たっては、事前に計画地周辺の関係者に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ク 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本事業では、危険物及び化学物質を取り扱うことから、関係法令に基づき取り扱い、保管・管理について万全な安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立することから、事故防止及び安全対策が確保されるとしている。さらに、安全確保のための組織体制を整備するとともに、従業員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

ケ 温室効果ガス

本事業における二酸化炭素排出量は年間2,123トンで、太陽光発電システムの導入やLED照明の採用により二酸化炭素排出量は年間107トン、約4.8%削減されると予測している。さらに、工場内照明は一律ではなく、場所に応じた必要最小照度とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、地球温暖化対策については、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき各主体の取組が求められていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置

を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成22年10月22日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

10月29日 条例準備書公告、縦覧開始

12月13日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 なし

12月28日 条例審査会公告、指定開発行為者あて送付

川崎市公告第582号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権				利用権を設定を受ける者			利用権設定等促進事業の実施による利権の成立する等に用する当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名 又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃の支払方法	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名 又は名称	住所
高津区久末字達野 1354	畠	961	鈴木 忠	高津区久末1427	賃借権	普通畠	平成23年1月1日	平成27年9月30日	毎年8月末日までに貸し手宅へ持参する。	20,000	毎年8月末日までに貸し手宅へ持参する。	森 大介	高津区久末1268 賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕ができる。

この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は

増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があつた場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、農業委員会及び市が協議して定める。

川崎市公告第583号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

道路事業の名称	小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業・地区幹線道路第1号
指定区間の地名・地番	川崎市中原区小杉町3丁目269番28、269番29、269番30、269番31、269番32、269番33、269番34、269番35、269番36、269番40、269番14、269番12、269番11、269番16、269番17、269番13、269番15、269番1の全部及び269番4、269番5、269番10、269番3、269番7、269番39、269番27、268番8の一部 別図省略
幅員・延長	13.00m × 105.07m

指定番号 及び年月日	川崎市指令ま情指導 第1810号 平成22年12月28日
---------------	---------------------------------

川崎市公告第584号

川崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を同条第2項の規定に基づき次により縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

1 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る項目

- 第1 農用地利用計画
- 第8 生活環境施設の整備計画
- 第9 附図

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

川崎市農業振興センター

（川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番地7 J Aセレサ
梶ヶ谷ビル2階）

川崎市公告第585号

災害危険区域の指定

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）第3条の規定に基づく災害危険区域を次のとおり指定します。

なお、関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築監察課に備えて縦覧に供します。

平成22年12月28日

川崎市長 阿部 孝夫

番号	指定年月日	指定区域名称	適用
112	平成22年 12月28日	新作間際根地区 災害危険区域 (拡大)	高津区新作3丁目 1462番2 ほか 別図省略

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第1号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年1月11日

川崎市長 阿部 孝夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 全国瞬時警報システム設置業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5番4 第三庁舎7階 総務局危機管理室 ほか

- (3) 履行期間 契約日から平成23年2月28日（月）まで
 (4) 業務の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市「平成21・22年度業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 過去2年間のうちに、本市その他の官公庁と、無線通信システムに関し、規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を配布します。この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

なお、現地調査を希望する場合は、一般競争入札参加資格確認申請書と併せ、現地調査申請書（様式2）を提出しなければなりません。現地調査申請書は、一般競争入札参加資格確認申請書とともに配布します。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番4（第三庁舎7階）

総務局危機管理室情報担当

電話番号 044-200-2857

FAX 044-200-3972

e-mail 16kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成23年1月11日（火）午前8時30分から平成23年1月14日（金）午後5時までとします。

（各日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで）

(3) 提出方法

郵送又は持参（郵送による場合、平成23年1月14日（金）午後5時までに必着のこと。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成21・22年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合には、電子メールにより配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成23年1月17日（月）午前11時

ただし、電子メールアドレスを登録している者には、平成23年1月15日（土）早朝に配信されます。

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において平成23年1月11日（火）から平成23年1月14日（金）まで縦覧に供します（各日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで）。

5 入札説明会及び現地調査

入札説明会については、実施しません。現地調査を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書と併せて、現地調査申請書を提出してください。

なお、現地調査は平成23年1月18日（火）に行うこととします。時刻については、一般競争入札参加資格が確認された者に対して、平成23年1月17日（月）に電子メール又はFAXにより通知します。

また、現地調査時には一切の質問に回答しません。質問はすべて「6 仕様に関する質問について」になります。

6 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成23年1月18日（火）及び平成23年1月19日（水）とします（各日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで）。

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3

(1)の問い合わせ先まで電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 質問に対する回答

平成23年1月21日（金）正午までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全社あて電子メール又はFAXにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2 「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

消費税等を含まない金額により入札することとします。なお、入札書は持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所	ア 日時 平成23年1月24日(月)午後4時 イ 場所 川崎市川崎区東田町5番4(第三庁舎7階)総務局危機管理室
(3) 入札保証金	ア 川崎市契約規則第23条の2各号に該当する場合は免除します。 イ ア以外の場合は、入札金額の2パーセントを納入しなければなりません。
(4) 落札者の決定方法	川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。
(5) 入札の無効	入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
9 契約の手続等	
(1) 契約保証金	ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。 イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
(2) 契約書の作成の要否 必要です。	
(3) 契約条項等の閲覧	川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)の「契約関係規定」から閲覧することができます。
10 その他	
(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。	
(2) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。	
(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。	
(4) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。	

川崎市公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年1月11日

川崎市長 阿部 孝夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量	B C G ワクチン(一人用) 約14,700箱
(2) 購入物品の特質等	仕様書によります。
(3) 納入場所	健康福祉局健康安全室指定場所
(4) 納入期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
(5) 本案件は、紙入札方式により行います。	
2 一般競争入札参加資格に関する事項	
	この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。	
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	
(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「医薬品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。	
	なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種・種目に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年1月27日までに行ってください。
(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができる。	
(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。	
3 仕様書等の閲覧	
	次により仕様書等を閲覧することができます。
(1) 窓口での閲覧の場合	
ア 閲覧場所	川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当	藤原
TEL	210-8577
イ 閲覧期間	川崎市川崎区宮本町1番地
	電話044-200-2093
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)	
午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時	
(2) インターネットでの閲覧の場合	
ア 閲覧場所	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
イ 閲覧期間	平成23年1月11日～平成23年1月27

<p>日 午前8時～午後8時</p> <p>4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。</p> <p>また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。</p> <p>(1) 配布、提出及び問い合わせ先 上記3(1)アに同じ。 なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。</p> <p>(2) 配布・提出期間 上記3(1)イに同じ。</p> <p>(3) 提出書類 ア 一般競争入札参加申込書 イ 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）</p> <p>5 入札説明書の交付 上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。 また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。</p> <p>6 仕様に関する問い合わせ先 健康福祉局健康安全室 担当 宮島 電話 044-200-2439</p> <p>7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付 一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年2月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。 また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年2月24日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。</p> <p>8 一般競争入札参加資格の喪失 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。</p> <p>(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。 (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。</p>	<p>9 入札の手続等</p> <p>(1) 入札方法 薬品1箱あたりの単価で行います。</p> <p>(2) 入札・開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年3月3日 午前11時00分 イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室</p> <p>(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先 ア 期限 平成23年3月2日 必着 イ あて先 上記3(1)アに同じ</p> <p>(4) 入札保証金 川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。 ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。</p> <p>上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p> <p>(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p> <p>10 契約の手続等 次により契約を締結します。ただし、平成23年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。</p> <p>(1) 契約保証金 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。 ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。</p> <p>上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。</p>
--	--

<p>(2) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。</p> <p>(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。</p> <p>12 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: BCG vaccine, approximately 14,700 packs</p> <p>(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 3 March 2011</p> <p>(3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Property Administration Department Finance Bureau 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL : 044-200-2093</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第3号</p> <p>特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。</p> <p>平成23年1月11日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 阿部 孝夫</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び納入予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（上半期）</td> <td>約47,000本</td> </tr> <tr> <td>イ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（上半期）</td> <td>約25,000本</td> </tr> <tr> <td>ウ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（上半期）</td> <td>約40,000本</td> </tr> </table> <p>(2) 購入物品の特質等 仕様書によります。</p> <p>(3) 納入場所 健康福祉局保健医療部健康増進課指定場所</p>	ア 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（上半期）	約47,000本	イ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（上半期）	約25,000本	ウ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（上半期）	約40,000本	<p>(4) 納入期間 平成23年4月1日から平成23年9月30日まで</p> <p>(5) 本案件は、紙入札方式により行います。</p> <p>2 一般競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「医薬品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年1月27日までに行ってください。</p> <p>(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。</p> <p>(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>3 仕様書等の閲覧 次により仕様書等を閲覧することができます。</p> <p>(1) 窓口での閲覧の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 閲覧場所</td> <td>川崎市役所財政局資産管理部契約課</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>藤原</td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td>210-8577</td> </tr> <tr> <td>川崎市川崎区宮本町1番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>044-200-2093</td> </tr> </table> <p>イ 閲覧期間 平成23年1月11日～平成23年1月27日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時</p> <p>(2) インターネットでの閲覧の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 閲覧場所</td> <td>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」</td> </tr> <tr> <td>イ 閲覧期間</td> <td>平成23年1月11日～平成23年1月27日 午前8時～午後8時</td> </tr> </table> <p>4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先 この入札に参加を希望する者は、次により上記1(1)の購入物品ごとにそれぞれ一般競争入札参加申込書等</p>	ア 閲覧場所	川崎市役所財政局資産管理部契約課	担当	藤原	TEL	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地		電話	044-200-2093	ア 閲覧場所	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」	イ 閲覧期間	平成23年1月11日～平成23年1月27日 午前8時～午後8時
ア 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（上半期）	約47,000本																				
イ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（上半期）	約25,000本																				
ウ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（上半期）	約40,000本																				
ア 閲覧場所	川崎市役所財政局資産管理部契約課																				
担当	藤原																				
TEL	210-8577																				
川崎市川崎区宮本町1番地																					
電話	044-200-2093																				
ア 閲覧場所	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」																				
イ 閲覧期間	平成23年1月11日～平成23年1月27日 午前8時～午後8時																				

を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

また、提出された書類等に關し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

健康福祉局保健医療部健康増進課 担当 鷲尾

電話 044-200-2440

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年2月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年2月24日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

上記1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付し、薬品1本あたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月3日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成23年3月2日 必着

イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と一緒に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成23年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧でき

<p>ます。</p> <p>11 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 (2) 詳細は、入札説明書によります。 (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。 (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。 <p>12 Summary</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Nature and quantity of the products to be purchased: <ul style="list-style-type: none"> ① Freeze-dried Japanese Encephalitis vaccine, approximately 47,000 vials ② Dried live attenuated measles-rubella combined vaccine, approximately 25,000 vials ③ Absorbed diphtheria-purified pertussis-tetanus combined vaccine, approximately 40,000 vials (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 3 March 2011 (3) Contact point for the notice : <p>KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Property Administration Department Finance Bureau 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL : 044-200-2093</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第4号</p> <p>特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。</p> <p>平成23年1月11日</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 阿 部 孝 夫</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 購入物品及び納入予定数量 重金属安定剤 約300トン (2) 購入物品の特質等 仕様書によります。 (3) 納入場所 仕様書によります。 (4) 納入期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで (5) 本案件は、紙入札方式により行います。 	<p>2 一般競争入札参加資格に関する事項</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 <p>なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年1月24日までに行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができる。 (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 <p>3 仕様書等の閲覧</p> <p>次により仕様書等を閲覧することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口での閲覧の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア 閲覧場所</td> <td>川崎市役所財政局資産管理部契約課</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>藤原</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒210-8577</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川崎市川崎区宮本町1番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話044-200-2093</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> イ 閲覧期間 平成23年1月11日～平成23年1月24日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時 <ul style="list-style-type: none"> (2) インターネットでの閲覧の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア 閲覧場所</td> <td>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」</td> </tr> <tr> <td>イ 閲覧期間</td> <td>平成23年1月11日～平成23年1月24日 午前8時～午後8時</td> </tr> </table> <p>4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先</p> <p>この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配布、提出及び問い合わせ先 	ア 閲覧場所	川崎市役所財政局資産管理部契約課	担当	藤原		〒210-8577		川崎市川崎区宮本町1番地		電話044-200-2093	ア 閲覧場所	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」	イ 閲覧期間	平成23年1月11日～平成23年1月24日 午前8時～午後8時
ア 閲覧場所	川崎市役所財政局資産管理部契約課														
担当	藤原														
	〒210-8577														
	川崎市川崎区宮本町1番地														
	電話044-200-2093														
ア 閲覧場所	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」														
イ 閲覧期間	平成23年1月11日～平成23年1月24日 午前8時～午後8時														

<p>上記3(1)アに同じ。</p> <p>なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。</p>	<p>3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。</p>
<p>(2) 配布・提出期間</p> <p>上記3(1)イに同じ。</p>	<p>9 一般競争入札参加資格の喪失</p> <p>一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。</p>
<p>5 入札説明書の交付</p> <p>上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。</p>	<p>(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。</p>
<p>6 一般競争入札参加者に求められる義務</p> <p>(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。</p>	<p>(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。</p>
<p>ア 日時 平成23年2月3日・4日</p> <p>時間については、別途入札参加者にお知らせします。</p> <p>イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1 川崎市浮島処理センター</p>	<p>10 入札の手続等</p> <p>(1) 入札方法</p>
<p>(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。</p> <p>また、提出された書類等に關し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。</p>	<p>薬品1トンあたりの単価で行います。</p>
<p>ア 提出書類</p> <p>(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)</p> <p>(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できるとを証明する書類(代理店証明書等)</p>	<p>(2) 入札・開札の日時及び場所</p>
<p>イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。</p>	<p>ア 日時 平成23年3月16日 午前11時00分</p>
<p>ウ 提出期間 平成23年2月4日～平成23年2月28日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時</p>	<p>イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室</p>
<p>7 仕様に関する問い合わせ先</p> <p>環境局施設部処理計画課 担当 戸井田 電話 044-200-2576</p>	<p>(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先</p>
<p>8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年3月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。</p> <p>また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年3月10日の午前9時～正午に上記</p>	<p>ア 期限 平成23年3月15日 必着 イ あて先 上記3(1)アに同じ</p>
	<p>(4) 入札保証金</p> <p>川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。</p>
	<p>ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。</p>
	<p>上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と一緒に納付することができます。</p>
	<p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。</p>
	<p>(6) 入札の無効</p> <p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
	<p>11 契約の手続等</p> <p>次により契約を締結します。ただし、平成23年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。</p>
	<p>(1) 契約保証金</p>
	<p>川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免</p>

<p>除します。</p> <p>ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかつた者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。</p> <p>上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(3) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。</p> <p>12 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。</p> <p>(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Heavy metal stabilizer, approximately 300t</p> <p>(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 16 March 2011</p> <p>(3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Property Administration Department Finance Bureau 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL : 044-200-2093</p> <hr/> <p>川崎市公告（調達）第5号</p> <p>特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。</p> <p>平成23年1月11日</p> <p>川崎市長 阿部 孝夫</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び納入予定数量</p>	<p>高反応消石灰 約1,070トン</p> <p>(2) 購入物品の特質等 仕様書によります。</p> <p>(3) 納入場所 仕様書によります。</p> <p>(4) 納入期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</p> <p>(5) 本案件は、紙入札方式により行います。</p> <p>2 一般競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年1月27日までに行ってください。</p> <p>(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができる。</p> <p>(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>3 仕様書等の閲覧 次により仕様書等を閲覧することができます。</p> <p>(1) 窓口での閲覧の場合 ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 藤原 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話044-200-2093 イ 閲覧期間 平成23年1月11日～平成23年1月27日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時</p> <p>(2) インターネットでの閲覧の場合 ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」 イ 閲覧期間 平成23年1月11日～平成23年1月27日</p>
--	--

午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

また、提出された書類等に關し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記1(1)の購入物品の性状を示すメーカー分析成績書

ウ 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

環境局施設部処理計画課 担当 戸井田

電話 044-200-2576

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年2月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年2月24日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚

偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月3日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成23年3月2日 必着

イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成23年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しな

ければなりません。	
(2) 契約書作成の要否	を「箇条書き」に改める。
必要とします。	第4条第1項を次のように改める。
(3) 契約条項等の閲覧	公用文における漢字使用、送り仮名の付け方等は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）及び法令における漢字使用等について（平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定）によるものとする。
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。	第4条第2項中「「現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）」」を「、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「「外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）」」を「、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）」に改め、同項を同条第3項とする。
11 その他	第5条中「書き表わし方は」を「書き表し方は」に、「別表第2の「数字の書き表わし方について」」を「別表第1」に改める。
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。	第6条中「の各号」を削り、「別表第3のとおり」を「別表第2によるもの」に改め、同条第1号を次のように改める。
(2) 詳細は、入札説明書によります。	(1) 区切り符号 。 (まる)、(てん)、(コンマ)、(ピリオド)・(なかてん) : (コロン) ~ (なみがた) — (ダッシュ) → (やじるし) 「 」(かぎ)『 』(ふたえかぎ) () (かっこ) [] (そでかっこ)
(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。	第6条第2号中「くりかえし符号」を「繰返し符号」に改め、「(ゝゝ)」を削る。
(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。	別表第1を削る。
12 Summary	別表第2中「書き表わし方」を「書き表し方（第5条関係）」に改め、同表の1の項第1号中「けた」を「桁」に、「区切りには」を「、区切りには」に、「など」を「等」に、「つけない」を「付けない」に改め、同項第2号中「.分数.」を「、分数及び」に改め、同項第3号を次のように改める。
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:	(3) 日付及び時刻の書き方は、次の例による。 (例)
High reactive hydrated lime, approximately 1,070t	
(2) Time-limit for tender :	
11:00 AM, 3 March 2011	
(3) Contact point for the notice :	
KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Property Administration Department Finance Bureau 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL : 044-200-2093	

訓 令

川崎市訓令第18号

序中一般
各 か い

川崎市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市公用文に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市公用文に関する規程（昭和36年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「くぎり」を「区切り」に、「箇条書き」

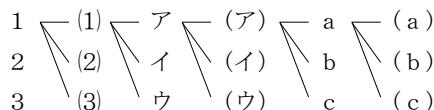
種 別	日 付	時 刻
普通の場合	平成23年4月1日	10時30分
省略する場合	平成23.4.1	10:30

別表第2の2の項第3号中「ことば」を「言葉」に、「表わす」を「表す」に改め、同項第4号中「単位」を「数の単位」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「用い方」を「用い方（第6条関係）」に改め、同表の1の項中「くぎり符号」を「区切り符号」に改め、同項第3号中「カンマ」を「コンマ」に改め、同項第4号中「N. H. K」を「平成23.4.1」に改め、同項第5号中「外来語の区切りとか事物の名称を列挙する

「ような場合」を「外来語を区切る場合、事物の名称を列挙する場合等」に改め、同項第6号中「3-4541」を「200-2111」に改め、同項第8号中「説明やいいかえなど」を「説明、言い換え等」に、「丁目、番地」を「、丁目、番地等」に、「止れ」を「止まれ」に改め、同項第9号中「矢じるし」を「やじるし」に、「変る」を「変わる」に改め、同項第10号中「ことば」を「言葉」に改め、「及び特に必要がある場合」を削り、「はさんで」を「挟んで」に改め、同項第11号中「さらに」を「更に」に、「とき」を「場合」に改め、同項第12号中「つける」を「付ける」に、「かこむ」を「囲む」に改め、同項第13号中「さらに」を「更に」に、「とき」を「場合」に改め、同表の2の項中「くりかえし符号」を「繰返し符号」に、「次のようなものを」を「次のように」に改め、同項第1号中「くりかえし」を「繰返し」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「表や簿記などだけ」を「表、簿記等」に改め、同号を同項第2号とし、同表の3の項第1号を次のように改める。

(1) 項目を細別するときは、次の順序で用いる。



別表第3の3の項第2号中「句とう点をうたず」を「句読点を打たず」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に作成する公用文から適用する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第13号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市上下水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月28日

川崎市上下水道事業管理者 斎藤 力 良

外国の地方公共団体の機関等に派遣される

川崎市上下水道局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される川崎市上下水道局企業職員の給与等に関する規程（昭和63年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条本文中「という。」には「、その派遣先の勤務

に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同条ただし書を削る。

第3条の前の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

派遣職員の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、派遣職員が、川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号。以下「給料等支給規程」という。）第3条第5項